

## 国民健康保険 加入・脱退などの手続き

74 歳以下の方で、会社を辞めて職場の健康保険を脱退した方、家族の健康保険の扶養から外れた方、生活保護が廃止された方は、国民健康保険に加入する手続きが必要になります。

国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日（前回加入していた健康保険の喪失日）まで、さかのぼって加入します。保険税も加入日の属する月から課せられます。

また、つぎに該当する方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

- ・職場の健康保険（健康保険組合、共済組合、政管健保など）に加入した方
- ・家族の健康保険の扶養に入った方
- ・転出する方
- ・生活保護を受けている方

国民健康保険を脱退する手続きをしなかった場合、保険税が継続して課せられてしまいます。

届け出については、異動日の 14 日以内に、手続きに必要な書類を持参のうえ、役場住民課または子ども家庭支援センター（古里出張所）までお越しください。

	届け出の必要なとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた日がわかる証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	子どもが生まれたとき	身分証明書（届け出をされる方）・母子手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
国保を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証と職場の健康保険証の両方 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国民健康保険被保険者証・個人番号のわかる物（死亡した方）・印鑑
	被保険者の方が死亡したとき	国民健康保険被保険者証・個人番号のわかる物（死亡した方）・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険被保険者証・保護開始決定通知書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
その他	町のなかで住所が変わったとき（転居）	
	世帯主や氏名が変わったとき	国民健康保険被保険者証・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	

※問い合わせは、福祉保健課（保健福祉センター） ☎0428-83-2777